



証券コード：3651

2019年2月7日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目11番1号
株式会社トライアンフコーポレーション
代表取締役 小澤 勝

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年2月21日（木曜日）午後6時までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年2月22日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目11番1号
日東星野ビル6階 当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
決議事項 第1号議案 株式交換契約の承認の件
第2号議案 定款変更の件
第3号議案 第三者割当増資の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※代理人による議決権のご行使には、代理権を証明する書面(委任状)のご提出が必要となります。
 - 株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.uet.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

＜株主総会参考書類＞

第1号議案 株式交換契約の承認の件

当社は、2019年1月9日付けの当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社ミード（以下「ミード社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約の締結につきご承認をいただきたく存じます。本株式交換を行う理由、本株式交換の契約の内容等は次のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

当社グループ（United Enterprises of Triumph）は、純粋持株会社である当社を中心に偉業を志す企業集団です。企業価値の向上を図り、「より多くのステークホルダーに必要不可欠な存在となること」を偉業（Triumph）として志しています。その実現のための手段として、経営管理の効率化による内部成長の促進と、M&Aによる外部成長の加速を経営戦略としています。

ミード社は、1975年の創業以来約44年に亘り婦人服の製造業を営んでおり、皮革製品の多品種・少量生産を強みとしています。品質が高く数少ない国産メーカーとして得意先からの強い支持を得ており、生産受託および製品のOEM供給によって堅調な業績を維持しています。

ミード社は経営者の高齢化による事業承継が経営課題となっていますが、当社がミード社へ資本参加することで、この課題を包括的に解決することができ、ミード社が持つ技術的潜在能力を活かして更なる発展に寄与できると考えて、本件取引を決定しました。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社がミード社との間で締結した本株式交換契約の内容は、別紙「株式交換契約書（写）」のとおりです。

3. 交換対価の相当性に関する事項

交換株式の総数または総額の相当性に関する事項

（1）本件株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	ミード社 （株式交換完全子会社）
株式交換に係る割当ての内容 （株式交換比率）	1	200
株式交換により交付する株式数	普通株式：14,400株	

（注1）株式の割当比率

ミード社の普通株式1株に対して、当社の普通株式200株を割当て交付いたしますが、当社が本件株式交換の効力発生時点において当社が保有するミード社株式については、割当ては行われません。

（注2）株式交換により完全親会社（当社）が発行する新株式数

普通株式 14,400株

（2）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（ア）割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本件株式交換に用いられる株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、当社及びミード社から独立した第三者機関である株式会社M&Aコンサルティングに当社及びミード社の株式価値の算定を依頼しました。

当社は、株式会社M&Aコンサルティングから提出を受けた算定結果を踏まえ、ミード社との協議及び検討を行い、当該株式交換比率について合意しました。

（イ）算定に関する事項

株式会社M&Aコンサルティングは、当社の株価について、DCF法により算定しており、算定結果は2,494円～2,970円でした。なお、算定の基礎となる当社の中期事業計画において、大幅な増減益は見込まれておりません。

ミード社の株価については、EV/EBITDA倍率法により評価しました。算定結果については、当社の方針により非公表とします。

4. 株式完全子会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

ミード社の最終事業年度に係る計算書類等の内容については、当社ウェブサイト (<http://www.uet.jp/>) に掲載しておりますので、株主総会参考書類には掲載しておりません。計算書類等は、公認会計士または監査法人による監査を受けておりません。

(2) 臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての事項

(1) 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第2号議案 定款変更の件

1. 定款変更の目的

当社は、2018年11月7日に公表した「簡易株式交換による株式会社黒島商研の完全子会社化に関するお知らせ」のとおり、2018年11月28日付けで株式会社黒島商研を子会社化しました。同社の事業セグメントについては当初「流通販売事業」とする予定でしたが、検討を重ねた結果、同社の事業特性等を鑑みて「食品飲料事業」として取り扱うこととしました。また、これまで「流通販売事業」としていたセグメントについて、その事業特性等を鑑みて「服飾雑貨事業」と変更することとしました。

事業セグメントの名称の変更に併せて定款の目的の記載を変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。なお、下線部は変更部分を示しております。

現行定款	変更案
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）次の事業を営む関係会社の経営管理 ① 経営支援事業 ② 情報技術事業 ③ 金融保険事業 ④ 販売促進事業 ⑤ 教育文化事業 ⑥ 旅行宿泊事業 ⑦ <u>飲食娯楽事業</u> ⑧ <u>流通販売事業</u> ⑨ 機器製造事業 ⑩ 不動産事業 ⑪ 前記①から⑩に附帯する一切の事業 （2）金融商品への投資 （3）不動産への投資 （4）前各号に附帯する一切の事業	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）次の事業を営む関係会社の経営管理 ① 経営支援事業 ② 情報技術事業 ③ 金融保険事業 ④ 販売促進事業 ⑤ 教育文化事業 ⑥ 旅行宿泊事業 ⑦ <u>服飾雑貨事業</u> ⑧ <u>食品飲料事業</u> ⑨ 機器製造事業 ⑩ 不動産事業 ⑪ 前記①から⑩に附帯する一切の事業 （2）金融商品への投資 （3）不動産への投資 （4）前各号に附帯する一切の事業
第3条～第42条（条文省略）	第3条～第42条（現行どおり）

第3号議案 第三者割当増資の件

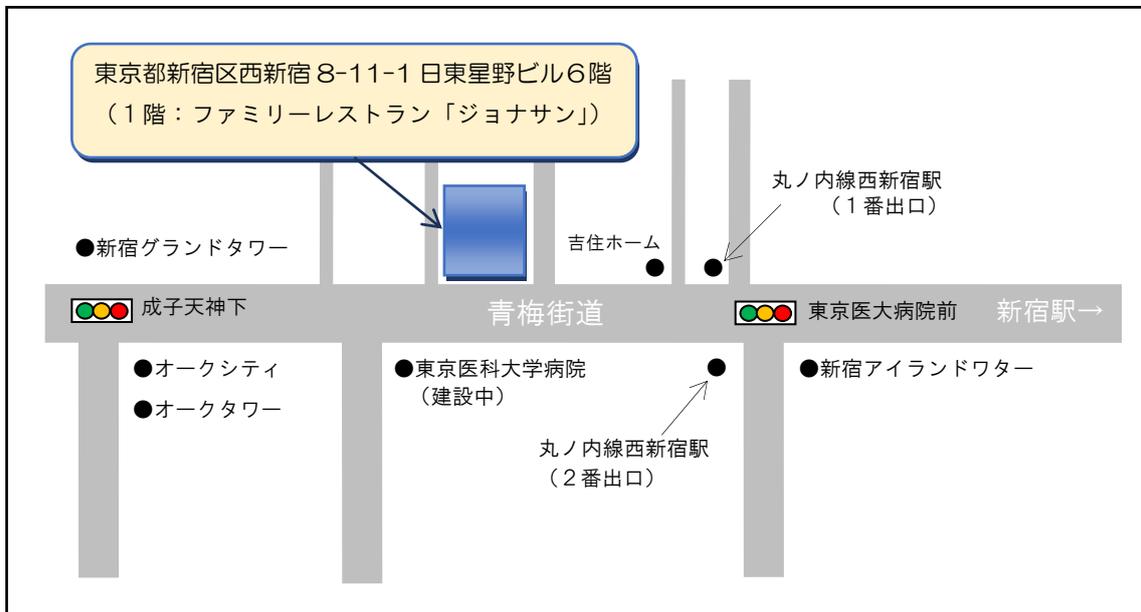
本議案は、会社法第199条の規定に基づき、以下の内容で第三者割当ての方法により当社普通株式を発行することにつきご承認をお願いするものです。

割当先	株式会社ファイ・ブリッジ
募集株式の数	当社普通株式 2,200 株
払込金額	一株あたり 2,970 円
払込価額の総額	6,534,000 円
募集の方法	第三者に割り当てる
増加する資本金	3,267,000 円
増加する資本準備金	3,267,000 円
払込期日	2019年3月4日

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿 8-11-1 日東星野ビル 6階
「当社会議室」
電話：03-5332-6751（代表）



●東京メトロ丸の内線「西新宿」駅1番出口より徒歩1分

※当会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

別紙「株式交換契約書（写し）」

株式交換契約書

株式会社トライアンフコーポレーション（以下「甲」という。）と株式会社ミード（以下「乙」という。）とは、次のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、甲および乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする会社法上の株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済普通株式の全部を取得する。

第2条（株式交換の当事者）

本件株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社はそれぞれ次のとおりとする。

① 株式交換完全親会社

（商号） 株式会社トライアンフコーポレーション

（所在地） 東京都新宿区西新宿八丁目 11 番 1 号

② 株式交換完全子会社

（商号） 株式会社ミード

（所在地） 神戸市長田区細田町二丁目 1 番 20 号

第3条（基準時および効力発生日）

1 本件株式交換契約の実行は、以下の各号に記載する乙株式譲渡が適法に実行されることを条件とする。

①2019年1月10日付、林早紀（大阪市北区）および株式会社ファイ・ブリッジ（東京都目黒区）間における乙株式17株の株式譲渡契約（2019年3月4日実行予定）

②2019年1月10日付、陣野恵子（神戸市垂水区）および甲間における乙株式60株の株式譲渡契約（2019年3月4日実行予定）

③2019年1月10日付、林早紀（大阪市北区）および甲間における乙株式108株の株式譲渡契約（2019年3月4日実行予定）

2 本件株式交換の効力発生日は、2019年3月4日とする。ただし、本件株式交換の手續上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙の協議の上、合意をもって、これを変更することができる。

第4条（本件株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項）

甲は、本件株式交換に際して、乙株式の時価総額を142,560,000円と算定し、乙の発行済株式総数240株（以下、「本件株式」という。）について、前条第1項各号の株式譲渡が

適法に実行された後の乙の株主（ただし、甲を除く。）に対して、乙の普通株式1株につき甲の普通株式200株の割合で割当てて。

第5条（資本金及び資本準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- ① 増加する資本金の額 0円
- ② 増加する資本準備金の額 42,768,000円

第6条（株式交換契約承認株主総会）

乙は、2019年3月3日までに、乙社臨時株主総会を開催の上本契約の承認を求めるものとする。ただし、本件株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙の協議の上、合意をもって、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

- 1 乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行う。
- 2 乙は、乙の財産または権利義務に重大な影響をおよぼす恐れのある行為については、事前に甲乙の協議の上、合意をもってこれを行う。

第8条（表明および保証）

- 1 甲は、本契約締結から効力発生日までの間のすべての時点において、乙に対し、以下の各号の事項を表明し、かつ保証する。
 - ① 甲が乙に対して提示した甲に関する情報に虚偽はない。
 - ② 甲は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している法人であり、また、その財産を所有し、現在行っている事業を遂行し、本契約を締結し、かつ本契約上の義務を履行するために必要な権利能力および行為能力を有している。
 - ③ 本契約の締結および本契約上の義務の履行は、(i) 甲の定款または内部規則に違反せず、(ii) 甲を当事者とするいかなる契約にも違反せず、(iii) いかなる法令等にも違反せず、かつ甲に対するいかなる判決、命令、決定、裁定その他の処分に違反しない。
 - ④ 本契約に署名または記名押印する者は、法令等、定款その他の内部規則で必要とされる手続に基づき、甲を代表して本契約に署名または記名押印する権限を付与されている。
 - ⑤ 甲は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始そ

の他類似する倒産手続開始の申立てをしておらず、かつ、第三者によるかかる手続の申立てもされていない。

2 乙は、本契約締結から効力発生日までの間のすべての時点において、甲に対し、以下の各号に規定する事項を表明し、かつ保証する。

- ① 乙の知りうる限り、乙が甲に対して提示した乙に関する情報に虚偽はない。
- ② 乙は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している法人であり、また、その財産を所有し、現在行っている事業を遂行し、本契約を締結し、かつ本契約上の義務を履行するために必要な権利能力および行為能力を有している。
- ③ 本契約の締結および本契約上の義務の履行は、(i) 乙の定款または内部規則に違反せず、(ii) 乙を当事者とするいかなる契約にも違反せず、(iii) いかなる法令等にも違反せず、かつ乙に対するいかなる判決、命令、決定、裁定その他の処分に違反しない。
- ④ 本契約に署名または記名押印する者は、法令等、定款その他の内部規則で必要とされる手続に基づき、乙を代表して本契約に署名または記名押印する権限を付与されている。
- ⑤ 乙は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他類似する倒産手続開始の申立てをしておらず、かつ、乙の知りうる限り、第三者によるかかる手続の申立てもされていない。
- ⑥ 乙には本件株式会社である発行済株式 240 株の他に潜在株式は存在せず、発行済株式 240 株は全てが株券不発行の普通株式であり、本件株式会社には、乙の定款に基づく譲渡制限以外には、担保権、譲渡の約束、譲渡の禁止、その他いかなる制限もついていない。
- ⑦ 乙が甲に提示した対象会社の貸借対照表、損益計算書およびその他の財務諸表は、一般に公正妥当と認められている会計原則によって作成され、次に示す事項を除いて対象会社の資産および負債を適正に表しており、簿外債務および偶発債務は存在しない。
 - ・ 2018 年 4 月 20 日時点における貸借対照表上の「保証金」2,272,335 円は存在しない
 - ・ 2018 年 4 月 20 日時点における貸借対照表上の「敷金」280,000 円は存在しない
 - ・ 2018 年 4 月 20 日時点における貸借対照表上簿外となる「短期貸付金」730,000 円が存在する一方で、「現金」730,000 円は存在しない
 - ・ 2018 年 4 月 20 日時点における貸借対照表上簿外となる残業代割増分未払金 736,385 円が存在する
- ⑧ 2018 年 4 月 20 日以降、乙の資産および負債は、通常の事業の遂行に伴うものを除き変動しておらず、乙は通常の業務執行に必要な範囲を超えた財産の流出を行っていない。
- ⑨ 乙は、本件株式交換を除き、乙を当事者とする合併その他の組織再編行為、定款変

更、発行済株式総数が増減し、または新株予約権の個数が増加する決定（増資および減資、新株予約権の発行、新株予約権付社債の発行等）を行わない。

- ⑩ 乙は、新規の借入、乙の財産に対する担保設定、その他乙の財産状態若しくは損益状況に大幅な変化をもたらすような行為および本件株式交換の実行に重大な影響を及ぼしうる行為を行わない。
 - ⑪ 乙には、定款、就業規則、給与規程、役員退任慰労金規程、社宅規程、精皆勤規程、出張旅費規程、品質マニュアル、品質マニュアルに基づく様式集、製造基準書、企画・仕様規定書の他に有効な規程類は存在しない。
- 3 甲および乙は、前2項の規定に違反する事実が生じた場合またはその恐れが生じた場合、直ちにその旨および当該事実の詳細を相手方に対して通知する義務を負う。

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲および乙は、相手方が以下の各号の表明に違反した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 自らが過去、現在とも暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊能力暴力集団若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であったことはなく、また、将来においても反社会的勢力の一員になることはないこと。
 - ② 自らの社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者が過去、現在とも反社会的勢力の一員であったことはなく、また、将来においても反社会的勢力の一員になることはないこと。
- 2 甲および乙は、相手方が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲および乙は、相手方が自らまたは第三者を利用して、次の各号に掲げる行為またはこれに準ずる行為を行った場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 甲および乙が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、その相手方に損害が生じて甲および乙は何らこれを賠償ないし補償することは要しない。ただし、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、解除された相手方はその損害を賠償するものとする。

第10条（契約違反および契約解除）

1. 甲または乙は、相手方が本契約に違反した場合、相当の期間を定めて催告し、違反が治癒されない場合には、本契約を解除することができる。
2. 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの通知・催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
 - ① 第三者より差押、仮差押、仮処分、競売、その他強制執行の申立を受けたとき。
 - ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他類似する倒産手続開始の申立を受け、若しくは自らこれらの申立を行ったとき。
 - ③ 公租公課を滞納し督促を受けたとき、または保全差押その他滞納処分を受けたとき。
 - ④ 振出、引受、裏書、または保証にかかる手形・小切手が不渡りとなり、または支払停止若しくは支払不能の状態となったとき。
 - ⑤ 監督官庁から営業停止または営業取消等の処分を受けたとき。
 - ⑥ 財産状態または業績が著しく悪化し、あるいはそのおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

第11条（公租公課および費用）

1. 本契約および本件株式交換に関して各当事者に課される公租公課を各々が支払う。
2. 本契約および本件株式交換の交渉、準備、締結、実行に関連して各当事者に生じたまたは各当事者のために支出されたすべての費用は各々が支払う。かかる費用には各当事者の弁護士、公認会計士、その他の専門家の費用が含まれる。

第12条（損害賠償）

甲および乙は、本契約に規定された義務に違反したことにより生じた相手方の損害を賠償するものとする。

第13条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、同法に従い解釈されるものとする。

第14条（管轄）

甲および乙は、本契約に起因しまたは関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第15条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲および乙は協議のうえ決するものとする。

以上、本契約の成立を証するために本書面2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2019年1月10日

甲：東京都新宿区西新宿八丁目11番1号
株式会社トライアンフコーポレーション
代表取締役 小澤 勝

乙：神戸市長田区細田町二丁目1番20号
株式会社ミード
代表取締役 陣野 喜右